

## 八王子市サービス付き高齢者向け住宅における事故発生時の報告取扱い要領

### (通則)

第1条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項の登録を受けたサービス付き高齢者向け住宅（以下「住宅」という。）内で事故が発生した場合の住宅から八王子市（以下「市」という。）への報告は、この要領の定めるところによるものとする。

### (目的)

第2条 本要領は、住宅内で提供されたサービス等において事故が発生した場合に、速やかに住宅から市に報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

### (対象住宅及びサービス等)

第3条 事故報告の対象となる住宅及びサービス等は、八王子市内に所在している住宅内で提供されるサービス及び住宅内での日常生活とする。

### (事故の範囲)

第4条 報告すべき事故の範囲は、原則、次のとおりとする。

#### 1 入所者のケガ及び死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

- (1) ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥、異食及び医薬品の誤使用（単なる誤与薬等も含む）で医療機関において治療（住宅内における医療処置を含む。）、又は入院したものを原則とする。ただし、擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。
- (2) 住宅側の責任や過失の有無は問わない。（交通事故等の入所者の自己責任及び第三者の過失を含む。）
- (3) 送迎・通院時等に発生するケガ等も含む。

#### 2 感染症、食中毒等

##### (1) 感染症又は食中毒等は次のいずれかに該当する場合

- ア 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）死者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合
- イ 同一の感染症若しくは食中毒による（それらによると疑われる場合を含む。）者が10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合
- ウ 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に住宅の責任者が報告を必要と認めた場合

##### (2) 感染症等が発生したと認められる場合は、関連する法に定める届出義務

がある場合は、これに従い八王子市保健所等に届出を行うこと。

- 3 職員及び従業者の法令違反・不祥事等の発生及び入所者の処遇に影響があるもの。（入所者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失、入居者に対する虐待など）
- 4 徘徊による行方不明
- 5 火災事故
- 6 地震等の自然災害による住宅の損傷等
- 7 前各号以外で、住宅運営に係る重大な事故等が発生した場合

（報告先）

第5条 住宅は、前条に定める事故が発生した場合、第8条の手順によりまちなみ整備部住宅政策課へ報告すること。

（報告の書式）

第6条 報告は、別添「事故報告書」を用いること。但し、次条における報告の項目が明記されていれば、別様式でも差し支えないものとする。

（報告事項等）

第7条 報告事項は、下記のとおりとする。

- 1 事故状況
  - (1) 事故状況の程度
  - (2) 死亡年月日（死亡に至った場合）
- 2 事業所の概要
  - (1) 法人名
  - (2) 事業所（施設）名
  - (3) 事業所番号
  - (4) サービス種別
  - (5) 所在地
- 3 対象者
  - (1) 氏名、年齢及び性別
  - (2) サービス提供開始日
  - (3) 住所
  - (4) 保険者及び被保険者番号
  - (5) 要介護度及び認知症高齢者日常生活自立度
- 4 事故の概要
  - (1) 発生日時

- (2) 発生場所
- (3) 事故の種別
- (4) 発生時状況及び事故内容の詳細
- (5) その他特記すべき事項

## 5 事故発生時の対応

- (1) 発生時の対応
- (2) 受診方法
- (3) 受診先医療機関名及び連絡先
- (4) 診断名
- (5) 診断内容
- (6) 検査、処置等の概要

## 6 事故発生後の状況

- (1) 利用者の状況
- (2) 報告した家族等の続柄及び報告年月日
- (3) 連絡した関係機関
- (4) 本人、家族及び関係先等への追加対応予定

## 7 事故の原因分析

## 8 再発防止策

## 9 その他

- (1) 特記すべき事項
- (2) 損害賠償等の状況

### (報告の手順)

第8条 報告書は、事故処理が済み次第、遅滞なく所管課に提出すること。

#### 1 第一報

- (1) 住宅は、事故が発生した場合、速やかに所管課及び家族に連絡すること。
- (2) 緊急性の高いものは、第一報を電話で行い、その後速やかに報告書を提出すること。

#### 2 途中経過及び最終報告

施設は、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書にて報告書を提出すること。

### (市の対応)

第9条 市は報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握するとともに、当該住宅の対応状況に応じて市として必要な対応を行うものとする。

#### 2 重大な事故については、東京都に報告するものとする。

(その他)

第10条 その他の必要な事項については別に定める。

附 則

この要領は、平成27年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年 11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年 2月 1日から施行する。